

山梨市地域交流センター

資料

資料1 山梨市地域交流センター図面

資料2 山梨市地域交流センター事業実績等に関する資料

資料3 山梨市地域交流センター施設設置及び管理条例、同条例施行規則

資料4 山梨市レンタサイクル条例、同条例施行規則

資料5 山梨市地域交流センター委託業務等一覧

資料6 山梨市地域交流センター備品一覧

● 甲府信金

P 市営駐車場

● 山梨中央銀行

街の駅「やまなし」

● CATV

〒

駅

山梨市駅

エコハウ

P

P



山梨市地域交流センター概略図

資料1-②



世界測地系 (h k i h i k i 2 0 1 1 . V . 3 . 0 . 0)

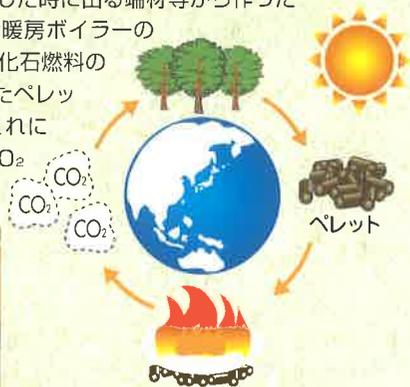


環境にやさしい施設づくり

新エネルギー(バイオマス熱利用、太陽光)を活用した、環境配慮型の建物です。

◆ペレット冷暖房システム

ペレットとは、木を製材した時に出る端材等から作った固形燃料のことです。冷暖房ボイラーの燃料として、重油などの化石燃料の代わりに、市内で生産したペレットを使用しています。これにより、年間70t以上のCO₂を削減しています。



ペレットボイラー

足湯



環境に配慮した木質ペレットボイラーの燃焼熱を利用した足湯です。約10人がゆったりと入れます。



◆太陽光発電システム

平成22年に最大出力30kWの太陽光発電システムを導入しました。太陽の光エネルギーを電気に変えて、施設内の照明やテレビモニターに使用しています。街の駅やまなしで使用する電力の約30%を賄うことができ、余った電力は売電しています。これにより、年間約11tのCO₂を削減しています。



エコな交通手段
レンタサイクル



市内を自由に散策できる貸自転車を用意しています。市内の観光名所の見学にご利用ください。



■ 利用案内

開館時間 AM9:00~PM7:00

※ただし、事前予約にてPM10:00まで開館

休館日 水曜日(祝日の場合は翌平日)・年末年始

■ 交通案内

電車でお越しの場合 JR山梨市駅から徒歩3分

お車でお越しの場合 中央道 勝沼ICから約20分

中央道 一宮御坂ICから約20分

■ 駐車場案内

専用駐車場 身障者用 3台 一般車用20台

市営駐車場 47台 (有料:1時間100円)



山梨市地域交流センター 街の駅やまなし

〒405-0018 山梨県山梨市上神内川 1711

TEL 0553-20-7010 FAX 0553-20-7011



山梨市地域交流センター

街の駅やまなし

Machi no Eki Yamanashi



山梨市

山梨市地域交流センター 街の駅やまなし

好立地を活かした市民交流の場

山梨市駅から徒歩3分。
安心のバリアフリー施設です。

駅前中心市街地の活性化を図るとともに、市民の憩いの場所、活動拠点及び来訪者のエントランスとして、各種情報の受発信機能を確保することを目的として整備いたしました。

幅広い用途に活用できます。

交流センターは会議室、多目的コーナー、多目的広場の貸出のほか、主要施設案内、レンタサイクル、チャイルドスペースなど、ビジネスから観光、子育て支援など幅広い交流をテーマにした複合施設です。



チャイルドスペース

小さいお子様と保護者が遊べるスペースです。授乳室もありますのでお気軽にご利用ください。



情報コーナー

市政情報が表示される大型モニターとインターネットを利用できるパソコンや山梨市の立体模型等を設置しています。



喫茶コーナー

雑誌、新聞、自販機が用意された、くつろぎのスペースです。



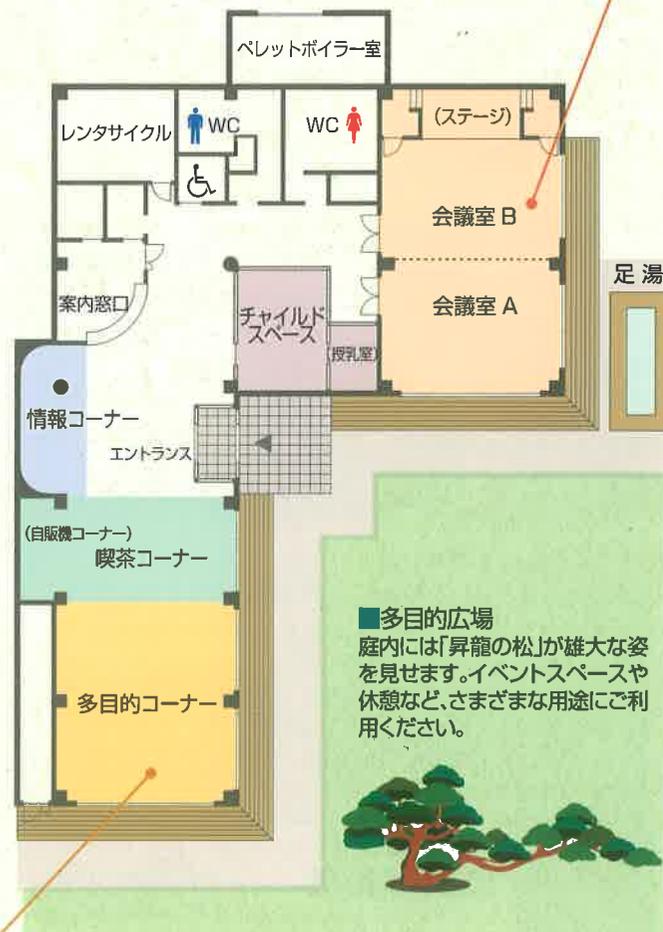
多目的コーナー

各種展示などにご利用いただける展示スペースです。窓を開ければ、広場と共通した利用も可能です。



会議室(A・B)

約40人が利用できる会議室を2室用意。会議室にはステージも完備。また開放して80人が利用できる1室としても利用できます。研修、講習会等にご利用ください。



■多目的広場
庭内には「昇龍の松」が雄大な姿を見せます。イベントスペースや休憩など、さまざまな用途にご利用ください。



会議室、多目的コーナー、多目的広場については、貸切りで利用する場合利用料がかかります。利用料の詳細については、お問い合わせください。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	利用料金収入	950,640	1,075,299	1,510,819	1,579,229	1,871,529
	その他の収入	359,757	340,895	347,429	384,359	425,273
歳入合計		1,310,397	1,416,194	1,858,248	1,963,588	2,296,802
歳出	人件費	9,955,000	10,024,000	9,110,000	9,682,000	18,724,185
	管理費	6,870,046	8,694,201	9,497,790	9,088,796	10,537,103
	燃料費	2,083,818	2,811,778	2,459,600	2,961,266	2,994,750
	光熱水費	2,044,933	2,500,263	2,674,252	2,641,323	2,565,124
	修繕費	208,150	520,165	1,438,481	332,800	1,597,464
	委託料	2,533,145	2,861,995	2,925,457	3,153,407	3,379,765
	事務費	2,016,204	844,623	1,639,235	1,942,658	2,284,650
	報償金	40,000	18,000	8,000	16,000	8,000
	普通旅費			500	5,900	2,300
	消耗品	421,121	173,982	159,832	180,143	195,661
	食糧費		816	1,320	1,430	1,300
	通信運搬費	83,573	74,147	96,913	158,143	158,307
	手数料	18,600	11,000	103,250	10,500	15,120
	保険料	52,517	26,377	20,290	15,703	21,741
	使用料	14,371	14,205	14,205	14,205	11,310
	賃借料	1,377,222	112,996	1,226,125	1,510,417	1,605,811
	庁用備品費				30,217	265,100
	負担金		413,100			
	公課費	8,800		8,800		
	歳出合計		18,841,250	19,562,824	20,247,025	20,713,454

地域交流センター利用者数（令和2年度～令和6年度）

資料2-②

令和2年度 利用者数

貸 館				利用者	
		件数	人数		人数
会議室 A	午前	115	668	館内	2,413
	午後	82	365	チャイルドスペース	119
	夜間	37	570	足湯	469
会議室 B	午前	48	151	レンタルサイクル	普通 198
	午後	76	559		電動 316
	夜間	21	126	計	3,515
会議室 AB	午前	17	236		冊数 人数
	午後	17	336	図書返却	252 79
	夜間	24	330	図書貸出	0 0
多目的ホール	午前	52	392	計	252 79
	午後	52	629		
	夜間	35	329		
多目的広場	午前	4	530	利用者合計	
	午後	2	2	16,232	
	夜間	3	32		
合 計		585	5,255	減額免除利用	41
				全額免除利用	65

オーチャードカフェ 7,383

令和3年度 利用者数

貸 館				利用者	
		件数	人数		人数
会議室 A	午前	136	696	館内	2,343
	午後	87	432	チャイルドスペース	223
	夜間	53	598	足湯	679
会議室 B	午前	55	274	レンタルサイクル	普通 157
	午後	74	484		電動 321
	夜間	41	279	計	3,723
会議室 AB	午前	20	449		冊数 人数
	午後	27	583	図書返却	405 119
	夜間	17	294	図書貸出	0 0
多目的ホール	午前	49	742	計	405 119
	午後	50	771		
	夜間	39	320		
多目的広場	午前	10	1,168	利用者合計	
	午後	4	149	17,703	
	夜間	2	20		
合 計		664	7,259	減額免除利用	19
				全額免除利用	46

オーチャードカフェ 6,602

令和4年度 利用者数

貸 館				利用者	
		件数	人数		人数
会議室 A	午前	157	819	館内	1,854
	午後	125	640	チャイルドスペース	320
	夜間	46	295	足湯	559
会議室 B	午前	66	323	レンタルサイクル	普通 143
	午後	105	836		電動 559
	夜間	35	242	計	3,435
会議室 AB	午前	29	482		冊数 人数
	午後	51	848	図書返却	422 122
	夜間	47	738	図書貸出	0 0
多目的ホール	午前	35	665	計	422 122
	午後	41	805		
	夜間	47	518		
多目的広場	午前	16	1,260	利用者合計	
	午後	9	286	20,920	
	夜間	3	119		
合 計		812	8,876	減額免除利用	24
				全額免除利用	27

オーチャードカフェ 8,487

令和5年度 利用者数

貸 館				利用者	
		件数	人数		人数
会議室 A	午前	193	967	館内	1,114
	午後	116	668	チャイルドスペース	359
	夜間	52	420	足湯	1,131
会議室 B	午前	114	577	レンタルサイクル	普通 214
	午後	125	1,013		電動 369
	夜間	33	271	計	583
会議室 AB	午前	26	511		冊数 人数
	午後	51	1,263	図書返却	547 114
	夜間	65	1,464	図書貸出	10 2
多目的ホール	午前	69	1,422	計	557 116
	午後	70	1,419		
	夜間	50	645		
多目的広場	午前	21	1,587	利用者合計	
	午後	19	1,751	25,094	
	夜間	1	180		
合 計		1,005	14,158	減額免除利用	20
				全額免除利用	44

オーチャードカフェ 10,237

令和6年度 利用者数

貸 館				利用者	
		件数	人数		人数
会議室 A	午前	193	1,215	館内	1,013
	午後	124	781	チャイルドスペース	223
	夜間	57	283	足湯	735
会議室 B	午前	126	697	レンタルサイクル	普通 308
	午後	142	1,016		電動 369
	夜間	46	433	計	2,648
会議室 AB	午前	32	846		冊数 人数
	午後	68	1,569	図書返却	207 48
	夜間	87	1,537	図書貸出	0 0
多目的ホール	午前	94	2,422	計	207 48
	午後	97	2,511		
	夜間	19	241		
多目的広場	午前	19	1,667	利用者合計	
	午後	19	1,080	28,641	
	夜間	1	492		
合 計		1,124	16,790	減額免除利用	36
				全額免除利用	68

オーチャードカフェ 9,155

○山梨市地域交流センター設置及び管理条例

平成21年10月1日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、山梨市駅前中心市街地の活性化を図るとともに、市民の憩いの場所、活動拠点及び来訪者への各種情報の受発信機能を確保するための施設の設置及び管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 前条の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山梨市地域交流センター
- (2) 位置 山梨市上神内川1711番地

(管理)

第3条 山梨市地域交流センター（以下「交流センター」という。）は、市長が管理する。

(施設等の利用)

第4条 交流センターを利用しようとするときは、あらかじめ市長に申請しその許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 市長は、交流センターを利用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備器具、資料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 利用許可を得ずに、長時間にわたる利用により、他の利用を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取り消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの利用許可を変更し、又は中止させ、若しくは取り消すことができる。

- (1) 申請に偽りがあったとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、利用者に損害を生じることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 交流センターに附属する器具の使用料は、別に定めるものとする。
- 3 使用料は、利用の許可を受けた際に納付しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず官公署にあっては、利用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、別表に定める使用料について、次の各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の機関の主催事業又は共催事業に利用するとき。 全額
- (2) 市内の小中学校、中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程等に基づく教育活動として利用するとき。 全額
- (3) 国の機関、県の機関又は市長が別に定める団体で、市長がその利用を適当と認めるとき。 半額
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。 その都度市長が定める額

(子育て支援における使用料の免除)

第9条の2 前条に規定するもののほか、市長は市内に在住する中学生以下の者の使用料を免除することができる。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、市長の求めに応じ証明の提示をしなければならない。

(使用料の不還付等)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号に定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由により利用をすることができなくなったとき。 全額
- (2) やむを得ない理由により利用取消申請があったとき。 半額
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。 その都度市長が定める額
(特別の設備等の利用)

第11条 利用者は、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生じる費用は、利用者の負担とする。

(現状回復の義務)

第12条 利用者は、交流センターの利用を終了したとき、又は第7条の規定により利用を変更し、又は中止され、若しくは取り消されたときは、直ちに現状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないとき、又は履行しても十分でないとき、市長は利用者に代わってこれを行い、その費用は利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、交流センターの利用に際して、施設又は附属設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第14条 第3条の規定にかかわらず、交流センターの管理又は事業運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理及び事業運営を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に行わせる業務は、次の業務とする。

- (1) 交流センターの利用許可に関すること。
- (2) 交流センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

- (3) 交流センターの利用にかかる使用料の徴収に関すること。
- (4) 交流センターを設置する趣旨に沿った事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 前項の場合における第4条、第5条、第7条第1項、第9条各号列記以外の部分、第9条の2及び第11条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、第7条第2項の規定中「市長は」とあるのは、「市長及び指定管理者は」とし、第8条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは、「別表に定める額の範囲で指定管理者が市長の承認を得て定める使用料」とし、第9条第4号中「市長が特に必要と認めるとき。その都度市長が定める額」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得たとき。その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額」とし、第10条第3号中「市長が特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める額」とあるのは、「指定管理者が特別の理由があると認め、市長の承認を得たとき。その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額」とする。

(指定管理者における使用料収入)

第16条 前条の場合における第8条に規定する使用料については、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者が行う業務の基準)

第17条 指定管理者は、関係条例その他規定の定めるところに従い、適正に管理運営を行わなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に使用、占用又は利用の許可を受けている使用料、占用料又は駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月1日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山梨市地域交流センター設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条から第13条まで、第15条及び第17条の規定による改正後のそれぞれ条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用（この条例の公布の日以後に許可したものに限る。）に係る使用料について適用し、施行の日前までの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 5時	夜間6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午前9時～ 午後10時	冷暖房使用料 （1時間当たり）	
						冷房料	暖房料
多目的コー ナー	1,030円	1,560円	2,080円	2,080円	4,160円	200円	200円
会議室A	520円	830円	1,030円	1,030円	2,060円	100円	100円
会議室B	520円	830円	1,030円	1,030円	2,060円	100円	100円
多目的広場	1,560円	2,080円	3,130円	3,130円	6,260円		

備考

- (1) 営利を目的とする場合は、当該使用料の2倍の額とする。
 (2) 市民でない利用者の場合は、当該使用料の3割増とする。
 (3) 多目的コーナー又は多目的広場を1/2利用する場合は、当該使用料の1/2の額とする。

- (4) 利用時間を超過した場合の超過料金は、1時間未満に限り当該使用料の3割の額とする。
- (5) 上表に規定する利用時間以外の時間に利用する場合の使用料は、1時間につき、多目的コーナーにあつては520円、会議室A及び会議室Bにあつては300円、多目的広場にあつては830円とする。
- (6) 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ※ 市民でない利用者とは、市内に居住又は通勤、通学する以外のものとする。

平成21年10月1日

規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、山梨市地域交流センター設置及び管理条例（平成21年山梨市条例第20号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 山梨市地域交流センター（以下「交流センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、夜間の利用許可を受けたものは、午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(業務)

第4条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 交流センターの維持管理に関すること。

(2) 市の発行する証明書等の交付に関すること。

(3) 山梨市立図書館の図書館資料の貸出し及び返却に関すること。

(4) レンタサイクルに関すること。

(5) 市内の各種情報の収集及び提供に関すること。

(6) 生涯学習及び文化活動のための利用に関すること。

(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用許可申請)

第5条 条例第4条の規定により交流センターの利用の許可を受けようとするものは、市内については利用日の9か月前から、市外については利用日の6か月前から、山梨市地域交流センター施設等利用許可申請書(様式第1号の1又は様式第1号の2)を市長に提出することができる。

(利用許可)

第6条 交流センターの利用許可は、申請の順序による。ただし、同時に申請があった場合は、抽選により決定する。

2 前項ただし書の場合は、市内のものを優先する。

(利用許可書の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、山梨市地域交流センター施設等利用許可書(様式第2号の1又は様式第2号の2)を交付する。

(利用許可の変更)

第8条 条例第4条の規定により許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、当該許可に係る内容を変更し、又は利用許可の取消しをしようとするときは、山梨市地域交流センター施設等利用変更(取消)申請書(様式第3号)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、運営上支障がないと認めるときは、山梨市地域交流センター施設等利用変更(取消)承認書(様式第4号)を交付する。

(利用料の減免)

第9条 条例第9条第1項第3号及び第4号の規定により利用料の減免を受けようとする利用者は、山梨市地域交流センター施設等利用料減免(免除)申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を承認したときは、山梨市地域交流センター施設等利用料減免(免除)承認書(様式第6号)を交付する。

(利用料の還付)

第10条 条例第10条ただし書の規定により利用料の還付を受けようとするものは、山梨市地域交流センター施設等利用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

らない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可しない施設、設備及び器具を利用しないこと。
- (2) 危険物及び危険のおそれがある物を持ち込まないこと。
- (3) 火気又は喫煙は、所定の場所以外で行わないこと。
- (4) 利用が終わったときは、係員にその旨を告げ、点検を受けること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(指定管理者に係る規定の読替え)

第12条 条例14条の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合における第2条から第10条まで及び様式第1号の1から様式第7号までの規定の適用については、第2条及び第3条の規定中「市長が特に必要があると認めるときは、」とあるのは、「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による法人その他の団体であつて市長が指定するものをいう。）が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、」とし、第4条の規定中「市長が必要と認めること」とあるのは、「指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たこと」とし、第5条、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、様式第1号の1から様式第7号までの規定中「山梨市長」とあるのは、「指定管理者」とし、様式第4号中「山梨市会計管理者」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規則第11号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(旧様式により調製した用紙に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の第1条から第57条までに規定する規則に規定する様式（以下「旧様式」という。）により調製した用紙は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号の1(第5条関係)

山梨市地域交流センター施設等利用許可申請書

年 月 日

山梨市長

様

申請者 住 所

団体名

代表者 氏 名

T E L

次のとおり山梨市地域交流センターの利用許可を申請します。

課 長	リーダー	担 当	受付日 . . .	
			受付第 号	
利用目的			(予定人員 人)	
利用日時			午前・午後・夜間	
自	年	月	日()	(時 ~ 時)
至	年	月	日()	
利用施設			冷	□ 冷房 □ 暖房
□ 多目的コーナー(全・半)			暖	
□ 多目的広場(全・半)			房	
□				
使用備品		使用料 円		
		1 施設	円	2 割増金 円
		3 備品	円	4 冷暖房 円
会場利用責任者				領収日付印
住 所				
氏 名				
T E L				

※ 該当するところに○印又はレを付けてください。

様式第1号の2(第5条関係)

山梨市地域交流センター施設等利用許可申請書

年 月 日

山梨市長

様

申請者 住 所

団体名

代表者 氏 名

T E L

次のとおり山梨市地域交流センターの利用許可を申請します。

課 長	リーダー	担 当	受付日 . . .		
			受付第 号		
利用目的			(予定人員 人)		
利用日時			午前・午後・夜間		
自	年	月	日()	(時 ~ 時)	
至	年	月	日()		
利用施設			冷 暖 房	<input type="checkbox"/> 冷房 <input type="checkbox"/> 暖房	
<input type="checkbox"/>	多目的コーナー(全・半)	<input type="checkbox"/>			会議室A
<input type="checkbox"/>	多目的広場(全・半)	<input type="checkbox"/>			会議室B
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
使用備品		免除理由			
会場利用責任者				備 考	
住 所 氏 名 T E L					

※ 該当するところに○印又はレを付けてください。

様式第2号の1(第7条関係)

(表)

山梨市地域交流センター施設等利用許可書(領収書)

年 月 日

様

山梨市長



次のとおり山梨市地域交流センターの利用を許可します。

		許可日 . . .	
		許可番号第 号	
利用目的		(予定人員 人)	
利用日時		午前・午後・夜間	
自	年 月 日()	(時 ~ 時)
至	年 月 日())	
利用施設		冷	
<input type="checkbox"/> 多目的コーナー(全・半)	<input type="checkbox"/> 会議室A	暖	<input type="checkbox"/> 冷房
<input type="checkbox"/> 多目的広場(全・半)	<input type="checkbox"/> 会議室B	房	<input type="checkbox"/> 暖房
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
使用備品	使用料 円		
	1 施設	円	2 割増金 円
	3 備品	円	4 冷暖房 円
会場利用責任者		領収日付印	
住所			
氏名			
TEL			

上記の金額を領収しました。

年 月 日

山梨市会計管理者



(裏)

次のことに御注意ください。

- 1 この許可書は、利用当日必ず受付にお示しください。他人に譲ったり、貸したりすることができません。
- 2 施設や器具の利用に当たっては、すべて係員の指示に従ってください。
- 3 利用の目的、利用の条件を守って目的以外に施設や器具を利用しないでください。
- 4 火気は、必ず係員の許可を得て使用し、その扱いには特に注意してください。
- 5 既に納めた利用料は、条例や規則に定めるもののほかは、お返しいたしません。
- 6 利用中に建物・設備その他の器具を壊したり、なくしたりしないよう特に注意してください。
- 7 準備と後片付けに要する時間は、利用時間に含まれています。時間中に後片付けが終わるようにしてください。
- 8 利用終了後は、係員に連絡して引き継いでください。
- 9 その他交流センターの利用については、利用前に利用方法など必要な事項を係員と打ち合わせてください。
- 10 荷物の般出入は、床壁を破損しないように注意してください。
- 11 ガラス・壁に貼紙は、禁止いたします。

様式第2号の2(第7条関係)

(表)

山梨市地域交流センター施設等利用許可書

年 月 日

様

山梨市長



次のとおり山梨市地域交流センターの利用を許可します。

		許可日 . . .	
		許可番号第 号	
利用目的		(予定人員 人)	
利用日時		午前・午後・夜間	
自	年 月 日()	(時 ~ 時)	
至	年 月 日()		
利用施設		冷	
<input type="checkbox"/> 多目的コーナー(全・半)	<input type="checkbox"/> 会議室A	暖	<input type="checkbox"/> 冷房
<input type="checkbox"/> 多目的広場(全・半)	<input type="checkbox"/> 会議室B	房	<input type="checkbox"/> 暖房
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
使用備品	免除理由		
会場利用責任者			備 考
住所 氏名 TEL			

(裏)

次のことに御注意ください。

- 1 この許可書は、利用当日必ず受付にお示しください。他人に譲ったり、貸したりすることができません。
- 2 施設や器具の利用に当たっては、すべて係員の指示に従ってください。
- 3 利用の目的、利用の条件を守って目的以外に施設や器具を利用しないでください。
- 4 火気は、必ず係員の許可を得て使用し、その扱いには特に注意してください。
- 5 既に納めた利用料は、条例や規則に定めるもののほかは、お返しいたしません。
- 6 利用中に建物・設備その他の器具を壊したり、なくしたりしないよう特に注意してください。
- 7 準備と後片付けに要する時間は、利用時間に含まれています。時間中に後片付けが終わるようにしてください。
- 8 利用終了後は、係員に連絡して引き継いでください。
- 9 その他交流センターの利用については、利用前に利用方法など必要な事項を係員と打ち合わせてください。
- 10 荷物の般出入は、床壁を破損しないように注意してください。
- 11 ガラス・壁に貼紙は、禁止いたします。

様式第3号(第8条関係)

山梨市地域交流センター施設等利用変更(取消)申請書

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所
 団体名
 代表者 氏 名
 T E L

次のとおり山梨市地域交流センターの利用変更(取消)を申請します。

課 長	リーダー	担 当				受付日 . .
						受付第 号
取り消すとき	許 可 番 号	第 号	利 用 施 設		還 付 金 円	
	許 可 日	. .	利 用 料			
変 更 す る と き	区 分	変 更 前	変 更 後		還 付 金 円	
	利 用 施 設 (利 用 備 品)					
	利 用 目 的					
	利 用 日		増 加 利 用 料 円	
	利 用 時 間	時～ 時	時～ 時			
	利 用 料	円	円			
会場責任者 住 所 氏 名 T E L					領収日付印	
変更理由						

様式第4号(第8条関係)

山梨市地域交流センター施設等利用変更(取消)承認書(領収書)

年 月 日

様

山梨市長



次のとおり山梨市地域交流センターの利用変更(取消)を承認します。

				許可日 . . .
				許可番号第 . . . 号
取り消すとき	許可番号	第 . . . 号	利用施設	還付金 円
	許可日	. . .	利用料	
変更するとき	区分	変更前	変更後	還付金 円
	利用施設 (利用備品)			
	利用目的			
	利用日	増加使用料 円
	利用時間	時～ 時	時～ 時	
	利用料	円	円	
利用条件				領収日付印

上記の金額を領収しました。

年 月 日

山梨市会計管理者



様式第5号(第9条関係)

山梨市地域交流センター施設等利用料減額(免除)申請書

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

T E L

次のとおり利用したいので、山梨市地域交流センター設置及び管理条例第9条第2項の規定により利用料を減額(免除)くださるよう申請します。

1 団体名

2 利用日時 年 月 日 午 前後 時～午 前後 時

3 利用目的

4 利用施設

5 減額(免除)申請の理由

様式第6号(第9条関係)

山梨市地域交流センター施設等利用料減額(免除)承認書

年 月 日

様

山梨市長



次の利用について、山梨市地域交流センター設置及び管理条例第9条第2項の規定により利用料の減額(免除)を承認します。

1 団体名

2 利用日時 年 月 日 午 前後 時～午 前後 時

3 利用目的

4 利用施設

5 減額(免除)承認の理由

様式第7号(第10条関係)

山梨市地域交流センター施設等利用料還付申請書

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住 所

団 体

氏 名



T E L

次のとおり利用料の還付を受けたいので、山梨市地域交流センター設置及び管理条例施行規則第10条の規定により申請します。

1 団体名

2 利用日時 年 月 日 午 前後 時～午 前後 時

3 承認番号

4 申請理由

5 既納付金額

6 還付を受けようとする金額

様式第1号の1（第5条関係）

様式第1号の2（第5条関係）

様式第2号の1（第7条関係）

様式第2号の2（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

平成24年3月26日

条例第3号

(目的)

第1条 市民及び観光客に自転車を貸し出すことにより、環境に優しい交通手段の提供及び交通アクセスの利便性の向上を図り、山梨市の活性化及び観光の促進に繋げることを目的として、山梨市レンタサイクル（以下「レンタサイクル」という。）を設置する。

(貸出し及び返却施設)

第2条 レンタサイクルの貸出し及び返却を行う施設は、規則で定める。

(対象者)

第3条 レンタサイクルを使用できる者は、次の各号に掲げる自転車の区分に応じ、当該各号に定める者であって、自転車の乗用に安全上支障がない者とする。ただし、小学生が使用する場合は、その保護者が同伴しなければならない。

- (1) 普通自転車 小学生以上の者
- (2) 電動アシスト付き自転車 15歳以上の者（中学生を除く。）

(使用の許可)

第4条 レンタサイクルを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) レンタサイクルの管理上支障があると認められるとき。
 - (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (4) 次項の規定に違反するとき。
 - (5) その他市長が適当でないと認めるとき。
- 2 電動アシスト付き自転車を使用しようとする者は、前項の許可を受ける際、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。ただし、第8条第1項第3号で定める保証料を納付する場合は、この限りでない。

(使用料)

第5条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、

次に定める使用料を使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

- (1) 普通自転車 1回につき100円
- (2) 電動アシスト付き自転車 1回につき520円

(使用料の減免)

第6条 市長は、レンタサイクルを市の主催事業、共催事業又は後援事業に使用する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により、レンタサイクルを使用することができない場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(保証料)

第8条 使用者は、次に定める保証料を第5条で定める使用料と同時に納付しなければならない。

- (1) 普通自転車 1,000円
- (2) 電動アシスト付き自転車（第4条第2項で定める書類を提示した者） 2,000円
- (3) 電動アシスト付き自転車（第4条第2項で定める書類の提示がない者） 10,000円

2 レンタサイクルが返却されたときは、前項の保証料をその使用者に還付する。

3 第6条の規定により使用料の減免の承認を受けた者からは、第1項に定める保証料を徴収しない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、レンタサイクルに関する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用許可の取消し等を市長が必要と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルを損傷し、又は滅

失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第12条 使用者が、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルの使用中に起こした事故等については、市長は、一切の責任を負わないものとする。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、第2条に規定する施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる場合、当該レンタサイクルに関する業務を当該指定管理者の業務として行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に行わせる業務は、次の業務とする。

- (1) レンタサイクルの利用許可に関すること。
- (2) レンタサイクルの維持管理に関すること。
- (3) レンタサイクルの利用にかかる使用料及び保証料の徴収に関すること。

2 前項の場合における第4条、第6条、第10条、第11条及び第12条の規定の適用については、第4条、第6条及び第10条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、第11条及び第12条の規定中「市長」とあるのは、「市長及び指定管理者」とする。

(指定管理者における使用料及び保証料収入)

第15条 前条の場合における第5条に規定する使用料及び第8条に規定する保証料については、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者が行う業務の基準)

第16条 指定管理者は、関係条例その他規定の定めるところに従い、適正に管理運営を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号、第4条第2項、第5条第2号及び第8条第1項第2号並びに同項第3号の規定は、公布の日から起算して3月を超

えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成24年規則第18号で平成24年6月21日から施行)

附 則 (平成26年3月28日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に使用、占用又は利用の許可を受けている使用料、占用料又は駐車料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月1日条例第21号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以後の利用(施行日以後に許可したものに限り。)に係る使用料、手数料及び利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る使用料、手数料及び利用料金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨市レンタサイクル条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用(この条例の公布の日以後に許可したものに限り。)に係る使用料及び保証料について適用し、施行の日前までの利用に係る使用料及び保証料については、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨市レンタサイクル条例（平成24年山梨市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出し及び返却施設)

第2条 条例第2条に規定する規則に定める貸出し及び返却施設は、次のとおりとする。

(1) 普通自転車

施設の名称	位置
山梨市地域交流センター	山梨市上神内川1711番地
山梨市根津記念館	山梨市正徳寺296番地

(2) 電動アシスト付き自転車

施設の名称	位置
山梨市地域交流センター	山梨市上神内川1711番地

(3) 前2号に掲げる施設のほか、市長が特に必要と認めるときは、臨時にレンタサイクルの貸出し及び返却を行う施設を定めることができる。

(休業日及び使用時間等)

第3条 山梨市レンタサイクル（以下「レンタサイクル」という。）の休業日、使用時間及び貸出受付時間は次のとおりとする。

施設名	休業日	使用時間	貸出受付時間
山梨市地域交流センター	(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この項において「法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日までの日	午前9時から午後5時	午前9時から午後4時
山梨市根津記念	(1) 月曜日	午前9時30分から	午前9時30分から

館	(2) 法に規定する休日の翌日 (3) 12月28日から翌年1月4日まで（前号に掲げる日を除く。） の日	午後4時30分	午後4時
---	--	---------	------

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休業日、使用時間及び貸出受付時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

（使用の申請及び許可）

第4条 条例第4条の規定によりレンタサイクルを使用しようとする者は、山梨市レンタサイクル使用許可申請書（様式第1号）に所要事項を記入し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請を許可したときは、山梨市レンタサイクル使用許可書兼領収書（様式第2号）を交付する。

（使用料の減免申請）

第5条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ山梨市レンタサイクル使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第6条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、山梨市レンタサイクル使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（自転車の返却）

第7条 使用者は、第3条第1項で定める使用時間内にレンタサイクルを返却し、レンタサイクルの点検を受けなければならない。

2 前項の点検により、使用者の責めに帰すべき事由による損傷等があったときは、条例第11条の規定により損害の賠償を求めるものとする。

（使用方法及び厳守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用する前には、レンタサイクルに異常がないことを必ず確認すること。
- (2) レンタサイクルは、適正に管理し使用すること。
- (3) 使用中にパンク等自然発生的なトラブルが生じたときは、速やかに市へ連絡をす

ること。

- (4) レンタサイクルの返却に当たっては、指定された位置に返却すること。
- (5) 第3条第1項で定める使用時間内にレンタサイクルを返却できなくなった場合は、速やかに市へ連絡をすること。
- (6) 飲酒、無謀乗車、その他交通関係法令に違反しないこと。
- (7) その他職員が行う指示に従うこと。

(指定管理者に係る規定の読替え)

第9条 条例第13条の規定により指定管理者に管理運営を行わせる場合における第3条第2項、第4条第1項、第5条、第6条、第8条第5号及び様式第1号から様式第4号までの規定の適用については、第3条第2項中「市長が特に必要と認めるときは、」とあるのは、「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による法人その他の団体であつて市長が指定するものをいう。）が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、」とし、第4条第1項、第5条及び第6条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とし、第8条第5号中、「市」とあるのは、「指定管理者」とし、様式第1号から様式第4号までの規定中「山梨市長」とあるのは、「指定管理者」とし、様式第2号中「山梨市会計管理者」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において告示で定める日から施行する。

(平成24年告示第79号で平成24年6月21日から施行)

附 則（平成26年3月28日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規則第12号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日規則第15号）
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

山梨市長 様

山梨市レンタサイクル使用許可申請書

山梨市レンタサイクル条例第4条の規定により、次のとおりレンタサイクル使用の許可を受けたいので申請いたします。

※太枠内をご記入ください。

貸出年月日	年 月 日	貸出時間	
氏名（代表者）		返却予定時間	
年 齢		電話番号	
住 所			
貸出台数	普通自転車 台	電動アシスト付き自転車 台	
行き先		返却予定施設	
自転車番号			
身分証確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※電動アシスト付き自転車の使用のみ、身分証を提示すること。		
その他確認欄			
使用料	普通自転車 100円× 台＝ 円 電動アシスト付き自転車 520円× 台＝ 円 合 計 円		
保証料	普通自転車 1,000円× 台＝ 円 電動アシスト付き自転車 2,000円× 台＝ 円 電動アシスト付き自転車 10,000円× 台＝ 円 (条例第4条第2項で定める書類の提示がない者) 合 計 円 ※還付 上記保証料の還付を受けました。 (署名又は記名押印)		

様式第2号（第4条関係）

山梨市レンタサイクル使用許可書兼領収書

年 月 日

様

山梨市レンタサイクル条例第4条の規定により、レンタサイクルの使用を許可します。

山梨市長 印

上記使用料の金額を領収しました。 山梨市会計管理者 印

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

山梨市長 様

住 所

氏 名

電話番号

山梨市レンタサイクル使用料減免申請書

山梨市レンタサイクル条例第 6 条の規定により、次のとおりレンタサイクル使用料の減免を受けたいので申請いたします。

貸出施設	
返却施設	
種類及び台数	普通自転車 台
	電動アシスト付き自転車 台
使用日	年 月 日
使用時間	時 分 ～ 時 分
減免申請をする理由	
減免を受けようとする金額	円
その他必要な事項	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

山梨市長 様

住 所

氏 名

電話番号

山梨市レンタサイクル使用料還付申請書

山梨市レンタサイクル条例第7条の規定により、次のとおりレンタサイクル使用料の還付を受けたいので申請いたします。

貸出施設	
返却施設	
種類及び台数	普通自転車 台
	電動アシスト付き自転車 台
使用日	年 月 日
使用時間	時 分 ～ 時 分
既納使用料の額	円
還付申請額	円
還付申請の理由	
その他必要な事項	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

施設及び附属設備等の維持管理業務に係る委託業務等一覧

資料 5

1. 以下に記載するもののほか、維持管理上必要となる保守点検については、積極的に行うこと。また、頻度は、法令等によるものはこれに従うものとし、少なくともここに示す回数以上行うこと。

NO.	業務名	備考(実施の目安など)
1	自動ドア保守点検委託	年2回の保守点検/R6年度は1月・7月に実施
2	冷暖房設備保守点検業務委託	年2回、冷暖房が切り替わった後に正常に動作しているかの保守点検 R6年度は7月・12月に実施
3	ペレットボイラー点検・ばい煙測定業務委託	年2回の保守点検/R6年度は5月・12月に実施
4	冷温水器管理委託	年4回の保守点検 その中で冷暖房の切り替え(5月と11月)も行う R6年度は5月・8月・11月・2月に実施
5	上水活性化装置メンテナンス	年1回の保守点検 R6年度は11月に実施
6	施設機械警備委託	休日、夜間警備等
7	広場植栽管理委託(芝・樹木) ※クロマツは除く	芝・樹木の管理を年3回に分けて行う 例年夏場に実施
8	防火対象物点検業務委託	
9	消防施設点検業務委託	
10	ガラス清掃委託	窓ガラスと多目的コーナーのサイクルファン(3台)の清掃 例年、2月中に実施
11	ペレットボイラー焼却灰運搬業務	
12	ペレットボイラー焼却灰分析業務	年1回の実施 法律に則り、業者の選定を行うこと
13	ペレットボイラー焼却灰処理業務	

施設備品一覧

資料6

No.	品名	規格・品質	個数	備考
1	手提金庫	ウチダ セントリー-2460	1	
2	本立	ブックスタンド R-2型	1	
3	ホッチキス	プラス ST-050M	1	
4	タイムレコーダー	アマノ BX2000	1	
5	スチールキャビネット	コクヨ S-335GAY(ガラス)	1	
6	スチールキャビネット	コクヨ S-D4355F1	1	
7	スチールキャビネット	ウチダ sk-08型	1	
8	スチールキャビネット	ウチダ A4-2列16段	1	
9	パンチ		2	
10	マイク	ポータブルアンプ 式	1	
11	電工ドラム	コードリール	2	
12	ステレオ 式(会議室)		1	
13	アンプ	ポータブルアンプ	1	
14	マイクスタンド		2	
15	ビデオデッキ(DVD)	DVDレコーダー	1	
16	モニターテレビ(玄関正面)	プラズマ	1	
17	電話機	パナソニックVE-GD24-W	1	
18	オーディオラック		1	
19	電池時計		5	
20	複写機		1	
21	液晶プロジェクター 式		1	
22	マイク(ワイヤレス)	パナソニックWX4100B	1	
23	カメラ	Canon PowerShotG11	1	
24	(大工)工具セット	一式	1	
25	車イス		1	
26	おむつ交換代		2	
27	ラインカー		1	
28	ベビーベッド		1	
29	市旗		1	
30	国旗		1	
31	ロールカーテン		17	
32	暗幕カーテン(小)		2	
33	暗幕カーテン(大)		6	
34	レースカーテン(小)		2	
35	レースカーテン(大)		6	
36	冷蔵庫		1	
37	電子レンジ		1	
38	沸とうジャーポット		1	
39	厨房施設 一式		1	
40	かさ立て		1	
41	消火器		5	
42	スモークングスタンド		1	
43	キャタツ		4	
44	ベルトインポール(大)		4	
45	掲示板(パネル)		15	
46	モップしぼり器		1	
47	マガジンラック		4	
48	演台		1	
49	ホワイトボード	クラウン	2	
50	台車	ウチダ: JACK150型	1	
51	ビルメンテナンスマット	クロスハードマット	1	
52	ステージ用階段		1	
53	案内板		2	
54	看板(外用両面)		1	
55	パーテーションスタンド(パネルスタンド)	ウチダ: ポール1800	19	
56	プランター(外花用)		10	
57	パーテーションスタンド	馬印PRU406	20	
58	パーテーションスタンド	馬印PRU406	20	
59	花台(プラントボックス・喫茶コーナー)	PX-B431P1MN5	2	
60	花台(プラントボックス・喫茶コーナー)	PX-B451P1MN5	4	
61	ベルトインポール(小)		8	
62	ペーパーハンガー		1	
63	自転車		2	
64	自転車(電動アシスト)	PAS Nature × 5、PAS Cheer × 2	7	

65	片袖机 (事務所)		3
66	小机		1
67	テーブル(会議用)	コクヨ:KT-PES501	4
68	テーブル(会議用)	コクヨ:KT-E501	22
69	テーブル(その他)		37
70	チャイルドスペース内設備一式		1
71	ひじ付回転椅子		3
72	ひじなし回転椅子	AA-100W背ヌード	2
73	椅子(受付用)	MF-181G	2
74	椅子(事務室丸椅子)		2
75	折りたたみ椅子(新品)	コクヨ:CF-M5VN	76
76	折りたたみ椅子(古い)		64
77	長椅子(チャイルドスペース)		2
78	観覧用ベンチ(情報コーナー)	一式	1
79	下駄箱(チャイルドスペース)		1
80	ロッカー	ウチダ3連2号302-3432	1
81	ロッカー	ウチダ2連(掃除用具)	1
82	キーボックス		1
83	ラウンジチェア	CK-930F4 K913	15
84	ラウンジテーブル	Mt-185PAM RB11	4
85	ベンチ(外用)		4
86	コインロッカー	コインロッカー2列3段	1
87	プロジェクターテーブル	AG-400WCN(コードリール付き)	1
88	ラウンジチェア(喫茶コーナー)	モテラカウンタ-H2 DG-MD	4
89	ラウンジチェア(喫茶コーナー)	モテラA2 DG-MD	12
90	ラウンジテーブル(喫茶コーナー)	天板T20(長方形) 脚IF-BL650L	2
91	ラウンジテーブル(喫茶コーナー)	天板T20(正方形) 脚GF-BL750L	2
92	丸テーブル(グリーン)		6
93	丸テーブル用いす		22